

1 工場等の新・増設に関する助成
企業立地奨励事業助成金

助成金区分	市単独						県要綱適用						
	工場等(製造業)		工場等(製造業以外)		物流業務施設		工場等			物流業務施設			
	特定地域内	特定地域外	特定地域内	特定地域外	特定地域内	特定地域外	通常	特認	大規模特任	新設	増設		
事業区分	新設・拡張						新設	増設	新設・増設		新設	増設	
要件	投資額	設備投資額5千万円以上	投下固定資産額5千万円以上	設備投資額5千万円以上	投下固定資産額5千万円以上	設備投資額5千万円以上	投下固定資産額5千万円以上	投下固定資産額5億円以上	投下固定資産額15億円以上	投下固定資産額50億円以上	投下固定資産額100億円以上	投下固定資産額5億円以上	投下固定資産額15億円以上
	新規雇用者数	10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上 (中小企業は3人以上)		10人以上 (中小企業は3人以上)		20人以上 (非製造業は10人以上)	30人以上 (非製造業は15人以上)	60人以上	100人以上	10人以上	15人以上
	その他					・社会資本等の周辺5 [※] の区域内の立地 ・自動荷捌き、情報処理システム等高度な設備					産業構造の高度化に資すると認められる業種		
投下固定資産額等に対する助成率	10%		5%		5%		製造業 10% 非製造業 5%		製造業:10%(100億円以下) :2%(100億円超) 非製造業:5%(100億円以下) 1%(100億円超)		5%		
限度額	1億円	5千万円	5千万円	2千5百万円	5千万円	2千5百万円	製造業 2億円 非製造業 1億円		5億円(非製造業は2億5千万円) 3	30億円(非製造業は15億円) 3 4	1億円		

1. 特定地域とは、稲積リバーサイドパーク、小杉インターパーク、大島企業団地、七美工業団地及び広上工業団地をいう。
2. 投下固定資産額とは、事業に供する用地取得費、建物取得費及び設備投資費の合計額をいう。
設備投資額とは、投下固定資産額から、用地取得費を除いた額をいう。
新規雇用数は、中小企業においては()書きの人数以上とする。
3. 市長が特に認める場合に適用
4. 更に産業構造の高度化に資すると認められる業種(情報技術、生物工学等を活用した成長産業分野)

施設・設備等に係る助成金

助成金区分	工場環境整備事業助成金(市単独)	指定施設新設事業助成金(市単独)	情報通信関連助成金(市単独)	福利厚生施設等助成金(市単独)
対象経費	・廃棄物処理施設排水路等の環境保全施設整備費 ・消融雪装置、除雪機械等の特殊性対応設備	商工業者が共同で設置する福利厚生施設	特認事業者が利用する通信回線使用料	特認事業者が敷地内に設置する福利厚生施設取得経費
事業区分	新設・大規模増設	新設	新設・増設	新設・増設
要件	富山県企業立地助成金の適用を受けていること	建物の総額が3,000万円以上(公共性を有する部分に限る)	富山県情報通信関連企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること 平成29年3月31日までに操業	富山県企業立地助成金の適用を受けていること 平成29年3月31日までに操業
助成率	整備費の2/3 新規雇用従業者×20万円 又は のうち低い額	整備費の20%	通信回線使用料の25%	整備費の10%
限度額	6千万円	1千万円	1千万円/年(最長6年間)	5千万円